

学校に於ける流行性感冒予防方法

(大正9年1月)

一、流行状況調査

- イ、毎日児童生徒の健康状態に注意すること
即流行性感冒にて欠席せる人員数並出席児童生徒にて罹病の疑ありや否や
- ロ、家庭並通学区域に於ける状況
- ハ、学校にて疑はしき患者を発見したるときは速やかに学校医に報告すること
- ニ、学校医は市の此の際可成頻回学校に至り予防上必要な注意をなし適当なる処置を講ずること

二、学校に於ける処置

- イ、早期に発見して発熱咳嗽あるものは登校を禁止して静養せしめ充分注意したる後〇〇ければ登校せしめざること
- ロ、患者の家に居住し又は感染の疑あるものは学校医に相談し伝染の處ありと認めたるものは登校を中止すること
- ハ、学校長は流行性感冒蔓延の〇ありと認めたるときは速に其の状況を監督官庁に報告すること
- ニ、厚着をなさしめ身体を温包して感冒に罹らぬ様注意すること
- ホ、体操武術其他運動時及其前後入浴後等には常に体温調節に考慮すること
- ヘ、此の際遠足長距離駆け足寒稽古集会等は可成避くべきこと
- ト、学校内掃除を励行し一層塵埃飛散せざる様工夫すること
- チ、掃除の際及其他可成呼吸保護器を用ゆること
- リ、学校内唾壺の設備を完整すること
- 又、洗面場の掃除を励行し必要に应じ石炭酸水を撒布すること
- ル、児童生徒にハンカチ又は手拭を携帯せしめ咳嗽の出るときは口及鼻を蓋う様注意すること
- ヲ、微温硼酸水(五十倍)を設備して含嗽せしむること
- ワ、必要に应じて予防注射をなすこと
- カ、寝衣寝具等は頻回日光に曝露すること

三、罹病生徒の取扱

- イ、身体に異常を感じたるときは速に医師に診察を乞ふこと
而して専ら攝養し決して無理をなさぬよう注意すること

ロ、患者は病室又は寄宿舍の一室に隔離すること

ハ、看護者には必ず呼吸保護器を用ゆること

ニ、患者用器具寝具は区別し食器は使用後煮沸し又は熱湯を注ぐこと

ホ、患者の咯痰唾液鼻汁を拭いたる布片又は紙類は焼却又は消毒し一定の容器に入れ置くこと
此等を取扱へざるものは手指を消毒すること

四、其他

イ、流行性感冒に関する衛生講話をなすこと

ロ、身体の抵抗力を保つ様ご注意し過常暴飲暴食睡眠不足等を〇し
精神的に余り恐怖過敏に傾かざる様心掛くべきこと